

総務常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年3月4日（月）午前11時10分開会

2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室

3 事 件

議案第17号 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第18号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第19号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第20号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第21号 三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第22号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第23号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第40号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

4 出席委員 横光春市，中原秀樹，竹原孝剛，小田伸次，宍戸 稔，齊木 亨，藤井憲一郎，徳岡真紀

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【総務部】 桑田総務部長，瀧熊総務課長，貞宗財産管理課長，中村職員係長，高野住宅・財産活用係長

【経営企画部】 笹岡経営企画部長，渡部企画調整課長，加藤企画調整係長

【危機管理監】 山田危機管理監，伊藤危機管理課長，林危機管理係長

7 議 事

午前11時10分 開会

○横光委員長 それでは、連合審査会に続いて総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。本委員会は成立しております。

委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、すでにお示ししております、審査次第の通り変更はございません。総務常任委員会に付託されました10議案のうち、先ほど連合審査会において審査となりました、議案第39号以外の9議案について、それぞれの所管毎に説明を受けた後、質疑を行い、最後に議案ごとに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。

それでは最初に議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

○横光委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 それでは議案第 17 号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴いまして、三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、育児休業している職員の勤勉手当の支給について、基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において、勤務をした期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給いたしますが、その対象となる職員に会計年度任用職員を含めようとするものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

齊木委員。

○齊木委員 当然、この育児休業に対する報酬ということで、会計年度職員にも権利はあると思いますが、このことで市の支出というのはどのぐらいになるかお聞きします。

○横光委員長 瀧熊課長。

○瀧熊課長 このたび提案させていただいておりますこの育児休業の条例の一部改正ですけども、こちらの方で直接的な財源の負担が増えるというものではございませんけども、仮に、平均的に、6 ヶ月が期間率になりますけども、仮に平均して 3 ヶ月程度であるとする、1 人当たり 8 万円程度の支給ということで、現在、育児休業中の会計年度任用職員 13 名おりますので、100 万程度かなと考えております。

○横光委員長 他にございませんか。

ないようでございますので以上で議案第 17 号に係る質疑を終了いたします。

それでは続いて、議案第 18 号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

桑田総務部長。

○桑田総務部長 議案第 18 号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本案は、損害賠償責任の一部免責の基準等に関しまして、基準給与年額の算定基礎から除く手当を追加するため、市町等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、引用する条ずれを修正するため、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例他 2 条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、基準給与年額の算定基礎から除く手当に、令和 6 年度から支給可能となります在宅勤務等手当を追加しようとするものです。

また、引用する地方自治法の条ずれを修正するものでございます。施行日は令和6年4月1日からとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

穴戸委員。

○穴戸委員 ちょっとよくわからないんですけども、損害賠償責任を免除する、一部免除すると。具体的な例で条例改正案の説明をしてもらえませんかでしょうか。

○横光委員長 瀧熊課長。

○瀧熊課長 全国の事例で少しご紹介させていただきます。京都市ではですね、市長がゴルフ場開発不許可処分とされた開発事業者から買取った用地の買取り代金が著しく高額であるということで住民訴訟がされております。そうした中で賠償額が26億1,200万ということで、市に対して、賠償額が請求されましたけども、そういった市長が任期中に、そういった26億1,200万を払うってということ自体が実際には難しいということで、市長になる人が萎縮して政策が打てなくなるということで、その損害賠償の上限をですね、6年、市長であれば6年ということで、それ以上の部分は免責をするというような内容でございます。

○横光委員長 穴戸委員。

○穴戸委員 今回、君田温泉の関係で、公費から、一事業者に対しての債務の負債整理をするということで行われようとしておるんですけども、もしこれが可決した場合、免責的なところがかかるというのは、何か出てくるんですか。

○横光委員長 瀧熊課長。

○瀧熊課長 この損害賠償責任というのがですね、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に免責されるということで、このたびの君田温泉の補助金の支出につきましては、予算で議会の議決を得ようとするものでございまして、過失等があるというふうには認識をしておりません。

○横光委員長 よろしいですか。他にございませんか。

他に質疑がないようでございますので、以上で議案第18号に係る質疑を終了いたします。

それでは続いて、議案第19号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

桑田総務部長。

○桑田総務部長 議案第19号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。本案は、港住宅を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。内容としましては、作木町港にあります、港住宅は、木造平屋建て1棟の住宅で、昭和53年度建築から44年を経過しております。この住宅はすでに耐用年数を経過し、老朽化により引き続いての維持管理が困難でありまして、このたび、入居者が退去されたことから、用途を廃止し、普通財産とするものでございます。なお、用途廃止した後は解体を予定しております。また底地は借地ですので、解体後は

地権者へ返還をする予定としております。以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

藤井委員。

○藤井委員 この議案を見る限りですね、まず思ったのは、ファシリティマネジメントといいですか、計画的な修繕やら、更新やら、転用やら、あと処分でありますとかそういった流れの中で、出てきた議案だというふうに理解をしながら、おったんですけれども、ちょっと、耳に挟んだといひますか、ここへ住まれている居住者だった方が、住み続けたかったというふうな話をされてるといふふうなものをこの委員会ですらちょっと共有させていただいたんです。

一方の話といひるかその話を又聞きで聞かせていただいとるんですけど、実際にこれまでの市としての対応がどのような形で行われてきたかといひ、プロセスといひるか経緯といひるか、そういったものを、お聞かせいただければなといひうふうに思ひます。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田総務部長 入居者にかかります個別の案件ですので、お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思ひますけれども、この度、入居しておられた方がお亡くなりになりまして、それによりまして、契約が終了いたしまして、その退去といひますか整理する手続きの際に、一緒に住まわれておられた方がおられたといひことが初めてその時点でわかりまして、入居許可のない方が住んでおられたといひことが、後から市の方では、わかったところでございます。

この港住宅につきましてファシリティにおいて入居された方が退去された後は廃止といひ計画にしておりましたこともございまして、また、入っておられた方につきましては、事前に入居の許可を取っていただいておりますでしたし、住民票また自宅は別なところにあるといひこともございまして、基本的には、入居された方がおられなくなった場合につきましては、そのまま港住宅は廃止といひ流れでございます。

○横光委員長 よろしいですか。藤井議員。

それでは齊木委員。

○齊木委員 今の件につきましてですね、後から息子さんが入居されておったんですけれども、その入居のときにですね、やっぱりさっき支所の方に、私このままおってもいいですかいひことを、一旦聞かれたようです。当時、そのまま入ってもらっても結構ですよいひのが、支所からの答えであつたと。ただ今ねその職員はもうなくなって、今おらんですけれど。

お母さんが亡くなられたのが昨年だったんで、その職員はなくなってますけれど、そういう口頭でのやりとりがあつたのが1つ事実であります。

その入居されとつた息子さんについては、引き続き、そこに住ましていただきたいと、そういう思ひを支所の方にも伝えられておりましたけれども、やっぱり市の本庁の方からの答えは、先ほどのような、当然、契約にもなかつたといひことで、不法でといひうような関わりにされとつた。

実際、実家の方へ住居を移しておられたんですけど、その実家もうかなり古い藁葺の住宅で、とても人が住めるような状況ではないんだけど、ただその息子さんが作業場に使っておられたところへ住所を移されとったということですけど。

実際、そういう希望があったり、支所での手続き、口頭での手続きもあったりしてですね、ちょっと、支所、本庁の対応について、もう少し温情があってもよかったんじゃないか、そういう気持ちでこの件は聞いておりました。

この廃止に至る順序というのはそれ当然今、市の条例ある中でやむを得んとは思いますが、それ以前のときの対応

○横光委員長 質疑をしてください、状況説明ではなく。

○齊木委員 すいません。そういう状況であったので、私は、もう少し市の方にそういう気持ちがあってもよかったんじゃないかと。そういうふうに思いますが、いかがですか。

○横光委員長 貞宗財産管理課長。

○貞宗財産管理課長 この件につきましては、当然入居されてるときにですね、同居の申請がなくはない案件でございました。にもかかわらず、そういう申請がなかったというところで、我々は承知をしておりまして、条例に基づいて入居者の方が亡くなられた場合に退去をお願いしたものでございます。

そうは言ってもですね、住みたいというようなことをおっしゃられましたので、何とか住めないだろうかなということも我々も考えました。

それでまずはこの港住宅をですね、条例から廃止をさせていただいて、その後、その住み続けたと言われる方にですね、売却を試みてみたんですが、住宅の底地がですね民間の借上げというところで、その民間の方との折り合いがですね、ちょっと折り合わなかったというところで、売却にもできないというところで、対応はしようとしてしましたが、結果としてご意向に沿えないということに、結果を出しました。

○横光委員長 齊木委員。

○齊木委員 事情はそういうふうな事情で聞いておりますし、もし入るときは、もう1つは天楽住宅という件も聞いてはおりますが、なんせ本人もね、そういう荷物持っておられたことがあって、本当は、市の方にそういうもう少しさかのぼった対応の仕方をして欲しかったな、定住のやっぱり希望があるわけですから、そういう面を大事にしてもらっておれば、こういう問題はおきなかったんじゃないかと。

○横光委員長 で何が聞きたい。

○齊木委員 もう仕方がないですよ。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ちょっとおかしいと思うんですね。そこへ住みたい、その条例がある。生かす上において、住みたいということの希望があったらその手続きさえすれば住めるということに理解するのが普通だと思うんですけども、その売却をするというところに、いくことがどうなのかなと。

売却ということになったら、確かに底地の問題が起きるんで、安易には進まないという、そちらに走るんじゃないしに、今の定住住宅としての目的のある住宅をやっぱりそこに住みたいという、そこに定住したいという思いの人に、利用してもらうというのは、私は利にかなった、特に過疎地域においての住居保障というのはあっていいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがなですか。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 定住住宅はですね、条例に定めるところによりますと、単独での入居というのはですね、できないことになってございます。これ以上個人情報に関わる部分でございますので、申し上げられませんが、同居する方がいらっしゃる場合は、入居ができないということになってございます。そういったようなところから、引き続いての入居というのはできないというふうに判断をいたしました。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 それこそ条例改正したらいいんじゃないですか。そういう条例改正があっていいんじゃないですか。いやもともとこうだからこうだということでも、条例改正したらその人のご希望に沿えるということ。定住促進が図られるというふうに思うんですが、条例はかえんよ廃止だよというところをちょっと、今の定住とか何とかいう問題は、片や大看板で掲げとって、こういうところで定住はもう駄目ですよというようなことは、ちょっと矛盾しとるように思うんですけどね。そこら辺の事情があるんだったらあるように言ってください。

○横光委員長 高野住宅・財産活用係長。

○高野住宅・財産活用係長 今回の案件につきましては亡くなられて同居されてる方が引き続きということなんですけども、条例では、まず同居しようと思ったときには同居の承認の申請が必要になります。で、承継っていうところなんですけども、入居者が死亡された場合とか、退去された場合ってところで言いますと、市、同居の方、同居承認されてる方であれば、承継は可能なんですけども、今回で言いますと、実際に同居承認を受けていらっしゃる方が入居されてたというところで、承継というところでもできなかったということでございます。

以前ですね入居者の退去の手続きをしたときにご本人さんの話を聞きましたら、一時的に来ていてってところで話を聞いていたところですね、途中から実は進んでいたというところも、話もあってですね、こちらの方は、実際には手続きもしておりませんし、同居の承継というところでもできなかったというところですよ。

条例改正につきましては、今後は検討することはあろうかと思うんですけどももう過ぎたことになりますので、今回で言いますと、明け渡しをしていただくようにお話をさしていただいて、ご本人さんも了承していただいたというところになっております。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 そういうことをやるんじゃないんですよ。いや、だから今の条例だったらそうですねというところを、その条例の内容を変更してから、そういう人が住めるような条例にして、住んでいただくという方法をとるべきじゃないかと。いうことを言うとするんですよ。

確かにそういう手続きはできてないから駄目ですよ、わかりますよ。わかりますけども、それをもってこれを廃止するとかいうところにいきなり行くというのは、何か、心が通った行政でないというふうに思うんですけどね。追い出すように私は見ますよ。

いやおいださんでもねそこに住めるように、この条例を変えるということをまず何で考えてくれないのかなというふうに私は思う。

今ある条例がこうだからそればかり固執して、ねえ。いうのも行政がやっぱり考えないけんことじゃないんですかね。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗財産管理課長 市営住宅、定住住宅も含めてなのでですね定住住宅の管理戸数というのはですね、令和4年度末で683戸としております。公営住宅の場合ですね、全体で申しますと市営住宅全体で申しますと、1097戸管理してございます。市営住宅の全体の方針としましては、三次市公営住宅長寿命化計画などをもとに、それと、公共施設等総合管理計画に基づいて管理戸数を減らしていくと。というような方向で考えております。

本市では人口の減少ということに伴いまして、当然その世帯も減っているというところからですね、1097戸の管理しております。住宅を令和9年度までにはですね全住宅の管理戸数は785戸とするように計画をしております。

そういったような観点からですね総合管理計画の個別施設計画にも考慮もしましてですね今回の港住宅の廃止というところに考えが至ったわけでございます。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 そういう観点ではおかしいでしょうということをよるんです。対ひとですよ。今朝ほどもあったけども総合計画にこういう数値目標を掲げていると。そのためには、とにかく、数値に近づけるようにせないけんのんだと。それにはいろんな事情があるのは全然もう構えなしにやってくんだというふうにとれるんですよ。今の説明だったら、いやそうじゃなしに人を大切に行政でなきゃいけんのんじゃないかなと思うんですよ。ですからそこら辺が抜きに条例に合わんから、そこへ住んでもらうわけにいかんのんだ。いうのはね。本来行政がやっちゃいけんことじゃろう思いますよ。行政はそういうことを希望されとる人にどういうふうに、寄り添うような形で決めごとを作っていくかと。違法、どうですかね。瑕疵がね、あるとか何とかだったら別でしょうけども。純粹に、そこに住み続けたいと言うんだったら、住み続けられるようにどうにかしてあげるように決まり事を変えるということに努めてもらいたいと思うんですがね。なかなかこれを仕方ないから、いいですよというのはなかなか議会では私的にはですね、難儀です。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 ちょっと宍戸委員のご意見と似通ったところがあるんですけども、今回の細かい事情について部分に関しては、とてもプライベートなこともあると思うんですけども、先ほども課長仰ってくださった、今後ファシリティマネジメントの中で、こういった1つずつ三次市が持っている財産っていうものを減らしていくっていうところがやられていくと思うんですけども、今後改修しても住みたいという定住政策の中で、1人でも三次市に住んでもらうっていうところの観点から考

えると、やはり改修しても、田舎暮らしがしたいとか、おっしゃられる方も今増えている中で、定住促進の観点からも、やっぱりファシリティマネジメントの要件の中で、1回、もうこれは、もう廃止にしようとしているんだけど、条例を変更した上で、また空き家バンクなどに登録してみても、そこで改修しても住みたいとおっしゃられる方のような方がいらっしゃればまたそういった取組に変更することができなかったのかということをお伺いできればと思うんです。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 入っておられた方の件につきましては、先ほど申し上げた通りでございまして、住んでいただけるようにということで、譲渡を検討させていただいたところですが、その方向でうまくいかなかったということでございます。ご希望というのが理解してそういう形はとらせていただきましたけれども、手続きといたしましては、他に、住民票と住居がおありということもございまして、もし住居に困窮されておられるとか、そういった場合につきましては、他の市営住宅を紹介する、そういった形もあったらうかと思っております。

また、ファシリティマネジメントで廃止にする住宅につきまして、もし、使っていまだ住んでいただける方がおられましたら、それはまた譲渡という形もございます。建物つきで、売却ということとは他の施設でもしておりますので、そういった形も考えられるかと思っております。

また定住につきましては、主として施設をある程度スリムにしていく中で、一方で、空き家バンクの登録数も増えておりまして、そういったところで、民間の方での空いたところに住んでいただく。こういったところも、政策の1つかと考えておりまして、市で持つのではなく、譲渡であったり、空き家バンクをご活用いただいて、定住いただく、そういった、ところであらうかというふうに考えております。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 空き家バンクと区分けをされてると思うんですけども、市営住宅などに関してももう手放したいという、そういう思いがあるのであれば、またそういったものも空き家バンクに、空き家として登録するようなことっていうことは考えられないのか。

こういった事案がきっと今からも定住住宅などで起こってくるかと思うんですけども、いかが。そういう条例改正というようなことはできないですか。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田総務部長 市営住宅はいくつか種類がございますけれども、低所得者の方で住宅に困窮されている方、そういった方に入っていただくセーフティーネットとしての住宅は市として必要な数は、これからもずっと確保していくところでございます。

それ以外の定住住宅等につきましては、定住していただくための政策的な住宅でございまして、こういったところの空き家が出ましたら、基本的には使っていただける方がおられましたら、譲渡させていただきたいと思います。空き家バンクは、今のところは、民間の方同士の、バンクとしての活用でございますので、ただ譲渡するときにはホームページ等でも公表いたしますので、ご活用いただいて、入居はしていただけるものと思っております。

○横光委員長 小田委員。



○小田委員　そもそも、何年前にここに住まわれてる方が亡くなられたのがちょっと私にはわからない。行政としてそこに同居されてた方がいるというのを認識したのがいつごろなのか。そのあとに、その方にここに住むんなら住所を移さないと駄目ですよっていうようなアドバイスをしたのかしてないのか。その辺のときに先ほど何かちょっときてるだけですというふうなことでお話がされたというふうには言われてましたが、それがいつごろのことであつたのか。そうでないと住めないですよっていうのをちゃんと事前にお話してたかどうか。今現在、その方が、ここを出ていくということに関して、今現在住まわれてるかどうかちょっとわからんですけど、出ていくということに関して、わかったよと。いうふうに納得されているのかどうか、その時に、ここには住めなくなるんですよ。先ほど部長もちょっと説明されましたけども、他の市営住宅で空いてるところあるんでこちらどうでしょうかと。いうふうな、ちゃんとお話をされたのかどうか。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたい。

○横光委員長　貞宗課長。

○貞宗課長　まずこの港住宅に入居され始めたのは、平成19年でございます。その後、入居されて、おられる方1名がお亡くなりになられまして、平成25年に、承継されてまた引き続いて入居をされております。そして、ここに同居されているだろうと思われる方についてですね、令和5年の10月に、名義人の方へ連絡をしても連絡はとれない。そして、これの保証人の方に連絡をしても連絡が取れないというようなことでございました。ちょっと違いました。失礼しました。令和5年の10月11日に入居、ずっと居住されているかどうかということを調査をいたしまして、その時にですね、同居されておられる方だろうと思われる方がですね、1週間に1回程度、郵便物をここに受取りに来ているんだと。いうような、証言をされております。それで、令和5年の10月23日にですね、ご親族の方から、入居者が亡くなったということの報告をしていただいて、そこで初めて実は1週間程度じゃなくて、同居をしとったから、同居をさせて欲しいというふうなお話を初めてそこで知りました。ですが、その時にはもうすでに入居されている方が亡くなられて、おられましたので、同居の手続きというのはできないところで、やむなく退去をしていただくしか方法がございませんと。退去していただくか、或いは別の公営住宅に入居していただくか、ご実家の方に帰っていただくかというふうなことをですね、職員から説明をさせていただいたところでございます。ご本人さんは、じゃしょうがないねというところですね、ご理解をさせていただいて、退去をしていただいた。いうところが、令和6年の1月24日に退去をしていただいたというところでございます。

○横光委員長　小田委員。

○小田委員　今、さらっとしょうがないねって言われたっていうふうに思いますけどその間に、住みたいっていうのを多分言われたんだろうと思うんですよ。で、最終的にいろんなお話をしてしょうがないねで、この1月24日に退去されたんだろうと思いますけれども、その間、もし住むところがないのであるならば、市営住宅、空いてるところを、ご紹介してそこに移るとか要は、今現在ここに住まわれた方が、どうされてるのかというところはちょっとそこをは聞けませんかね。

ここをちゃんと言うのが、住まい住むとこがないのに追い出したということになると、先ほど来話になってるように、ちょっと温情がないなっていう気がしますけども、ちゃんとその辺のところは、住居が確保されているのかどうかというのがちょっと気になるんで。住居を確保されたかどうかその辺のところ、話せる範囲でお聞かせ願えませんか。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 先ほど来説明をさせていただきましたが、10月の11日以降ですね。住むことができないんですよというご説明をさせていただきました、11月からはですね、何とか住んでいただける方法はないだろうかというところでその譲渡に向けたですね調整等もさせていただきましたが、結局のところ譲渡が難しいというところで、1月24日に出ていただいたわけですが、現在はちゃんと別なところで、居住をされております。

○小田委員 それ市営住宅。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 市営住宅ではなく、個人の住宅で住まわれておられます。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 やはり、法治国家ですから、法律、定めに従って様々なものをしなければいけないというのは、当然これ当たり前のことで、ただその中にやはり人として、最低限、衣食住の場合に關しての事案であろうと思いますけども、どういうふうに接してどういうふうに対応したかというのは大きな問題だろうと。この問題を見る限り、ここで1つ聞きたかったのはこれを売却しようとしたときに、本人さんが買えなかったのか、底地の方がもう人に売るということを嫌がられたのか。

ここをちょっともう一度お聞かせ下さい。

○横光委員長 高野係長。

○高野係長 先ほど来、売却の手続きを検討したといふところなんですけども、地権者と折り合わなかったといふところになります。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 買う気はあって、地権者と折り合いが合わなかった。わかりました。

○横光委員長 他にございませんか。

藤井議員。

○藤井委員 皆さんから意見があるように、行政には弱い方に対してやさしくあつて欲しいといふふうに思います。もう1つちょっと聞きたいのは例えば、入居者さんとの交渉というのは、これあれですか広島県ビルメンテナンス協同組合か。そちらがやられとったのか例えば支所の職員さんがやられとったのか、その辺のことを、例えば、外部にお任せしとつてうまく意思疎通ができなかったとか、そういうことが、あつたということはないか。その辺1つ聞かせてくれはい。

○横光委員長 高野係長。

○高野係長 最初の明渡しの手続きについては、もちろん第一の窓口として、ビルメンテナンス協同組合の方の指定管理者がやりましたけども、その後の譲渡とか、他に移転したりとかつていう聞

取りとか、地権者との協議については、職員の方ですべて、その親族の方との協議も職員の方でやっております。

○横光委員長 よろしいですか。

竹原委員。

○竹原委員 賃貸借契約で、契約終了したら、亡くなったら契約終了ということになるんだろうけど、その理解はされてるかというのが1つと、それから本人さんの私物があつたんじゃないかと思いますが、その整理というのは、これは強制的にしたということ、それとも本人が了解をして、私物を取ったら窃盗罪なんかなるんだろうけど、そんなことの問題点はなかったのか。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 ご親族の方へはですね、退去のお願いをさせていただきまして、ご本人が親族の方がですね、物を持って出られたというところでございます。

○横光委員長 高野係長。

○高野係長 賃貸借契約は亡くなられた方との契約をしておりますので、亡くなられた方が亡くなられた時点で契約は終了ということです。

○横光委員長 私の方からちょっと聞くんですが、市営住宅公営住宅というのは、入居者の方しか譲渡というか、購入契約できないというような話を昔、聞いたことがございます。先ほど定住住宅の中で、法律の中で1人では入れないとかという縛りがあるのか、或いは三次市の条例の中で決めているから改正できるんだというふうに、先ほどの説明では、理解したんですが、そこらんところはどうかというのが1点と、亡くなられて、11月からということになると11月から1月24日までの住宅使用料ですよ。それはどうなってるのか。もう全体的には、契約終了したらその時点で退去願いますと、家財道具を出してくださいというのが普通だと思うんですが、そのまま入居されてですよ、入居された方へ住宅使用料を支払っていただくように納付書を出して、支払っていたら、そういうことになるとお聞き契約の紙がなくても、使用料払ってとなると、契約が成立したというふうにも取れるんですが、そこらんところは法的に大丈夫なんですか。

高野係長。

○高野係長 港住宅は条例で言いますと定住住宅になります。定住住宅というのは、国の補助を受けずに、作木村で建てた住宅になりますので、特にですね公営住宅法とかそういう法令に基づいてるものではないので、条例を改正をすれば条例に基づいて管理ができるということになります。で、定住の明渡しをしてから退去までの間っていうところなんですけども、基本的には先ほど説明させていただいたように、契約は終了しておりますので、明渡しの期間までは、家賃相当額の損害金ということで、家賃相当額をいただくということになります。

○横光委員長 納付書というのは、どのような。

高野係長。

○高野係長 損害金という形で納付書で納付していただくということで、はい。

○横光委員長 理解いたしました。

他に。

竹原委員。

○竹原委員 退去期間は決まっとるんじゃない。3ヶ月とか6ヶ月で退去しなさいとか。

○横光委員長 高野係長。

○高野係長 通常でありますと、生存されている方については明渡し届というところで、事前にいついつまでに明渡しますよというところで、14日以内に届を出していただいて、明渡しをしていただきますので、その明渡し日までは、通常の住宅使用料というところでいただいております。

○竹原委員 今回亡くなった場合は、いつまでに明渡し請求を。

○横光委員長 高野係長。

○高野係長 亡くなった場合は特に期限を設けてはいないんですけども速やかに明け渡ししてくださいというところで、お願いしております。

○横光委員長 確認ですが、それはそこに入居されていたから損害ということで住宅使用料分をいただいたということに理解していいですか。

高野係長。

○高野係長 はいその期間占用されているというところでいただいております。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 冒頭説明があった作木支所ではいいよと。いいよという言い方とか簡単ではないと思うんですけども、いいよということで、それが実態把握をしたのは本庁がして、これはいけんよと。やっぱりそこら辺の齟齬の関係をちゃんと整理しとらんと、支所も、すべてのことが本所に何わんと物事ができんようなことで、今回の支所機能なんかの関係で、やっぱり責任ある立場で支所が対応したということに私は受け取らないと本来いけんと思うんですけども。そこら辺の行政の手続き的なところで、結局は受益者が不利なことになってこれとるように思うんですよ。その不利なところをどうカバーするかというところは全然話がされてない。いきなり条例に合わんから、出てってくださいよと。もしくはこうてもらえますかと、買取りしてもらえますか、そっちの方に話がいきょうるんですよ。それも無理だと言ったらじゃもう出ていってもらうしかないですよって、何かその間がですね非常に、決まりごとの中ですべてが動いて、その人に寄り添った形でどうする、したらええんかというところが抜けとるというふうに私は思わざるをえないんですが、もう少し何か対応できんのですかね。もうここに至ってはしょうがないんです。条例案改正を認めてください。言われても何か、私らもすんなりしょうがないよね。なるほどねというように、できんような案件のようなんですけども。決めてを言ってください。なぜこれをしなくちゃいけないのか。この条例改正をしなくちゃいけないのか。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 作木支所での対応につきましては、先ほど申し上げた通り、一時入居高齢のお方であったということで週に1回見に行かれるという、その時に住まわれるという理解もあったかと思っております、こちらの方で、実はというのは先ほど課長が申した、あの時、その時点において、ずっとおられたというところを把握したところでございます。

受益者の方へのカバーといたしましては、条例上は住んでいただくということは難しいことと、港住宅については、廃止の方向ということもございます。ただ、ご本人さんにできるだけ寄り添うお話をさせていただく中で、でしたらご購入ということ、または住まわれるところがないのであれば、他の住宅をという、そういったところでお話はさせて来ていただいております。

そういった中でご理解をいただいて、もともとの本居もございますし、また別のところに住む事になられて、最終的にはご理解をいただいたものでございまして、それまで、明渡しまでの期間は、それなりの期間もございまして、その間にいろいろお話をさせていただいた上での最終的な決定でございますので、そういったところでご理解をいただきたいと思います。

○横光委員長 矢野委員。

○矢野委員 理解をしていただいたというよりも理解をさせた。させられたというふうな感覚で私はどうも今のは聞かしていただくんですけども。それはやっぱり、本来の姿でないというふうに思うんですがね。理解していただいたというのは理解させ、相手にとってはさせられた、無理やりさせられたというふうな感じのように受けとめるんですけども。もうちょっとこれ、細かい事情をいうところが知ってもらったら、なるほどなといえるんですけどもそこは言えんのだということもあるんでしょうけども。

何かこのままじゃ、なかなか判断が難しいですね。というふうに思うんですが、ですからさっきのように、今までと同じ説明じゃなしにこれが、もうはい、廃止せざるをえん決めてないんですよ。いうところを、でも、今すぐ出て行けって言われて1月にさ、プロセスのいやいや、ちょっと待ってくれ、今、発言1月24日に、1月24日に出ていっちゃうってことでしょ。それは出て行けって言われたから出て行っちゃったんでしょ。

強制退去というような形ではこれはおかしいというのが私の印象なんですけれどもそれはなかったんですか。いやそれがね。理解をしてもらったんだという言葉はそうなんだろうけども。本来はそこに住み続けたいと思ってらっしゃる意向が強かったにもかかわらず、今のようなことを行政がどうですかね。圧力というところまでいかないまでも、とにかくできないできないばっかしの1点で、それを押し通したというような、聞こえるんですけども、それはあつてはいけんことじゃないかなと思って、聞きよるんです。じゃないよというところを説明していただければと思います。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 今現在の条例上ではですね、入居されている方からの同居の申請がなければ、同居することができないというところがまず1点でございます。

ですから同居されていたという方についてはですね、同居の申請が出ていなかったためにですね、その同居をしとることが判明した時点では、もう、退去をしていただくしかなかったというところでございます。

○横光委員長 矢野委員。

○矢野委員 さっき一番最初に私が聞いたのは、その条例をそういう時決まりごとを変えてから、その人が住めるような形に、決まりごと変えられなかったんですかと。今、聞けば、あれでしょ。

市の単独住宅ということで、国の補助金をもらってとかどういうことがない限りはそれ変えられるというふうに受取ったんですけども。条例を変えて住ませてあげるとい手だては考えられるんですかと。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 今現在の条例上は、そのことはできません。ですが、今後についてはですねそういう事案も、あるやもしれませんので、検討して参りたいと思います。

○横光委員長 1つ思いはね、どういうことか言うと、総合計画今やりよりますけども、序章に、目ざすまちの姿に込めた思いついていうところを読んでみるとですね、やっぱりまちづくりの主役である市民一人一人が互いに認めあい支えあい、安心できる居場所づくりを工夫する中から、三次の思い云々って書いてあるのはやっぱり、一人一人大事にするということを書いてあるので、未来につなぐまちのところでもやっぱりまちの魅力を高め住みたい、住み続けたい、帰って来たくなる、夢と希望がかなえられるまちを目指すということを考えていけばですよ、やっぱりその仕事の業務の1つ1つの中に、市民に寄り添った行動をとるとい、やっぱりそこらがちょっと、ファシリテイマネージメントにあるからいうのが強すぎてね。そこらのところがちょっと忘れかけているといところが出てくるんじゃないかないう思をするんですよ。

そういうことから言うと、今朝ほどの黒木議員のような、やっぱり各組織の連携といかね、定住のところの考え方、そしてまた、住宅の考え方ということから考えてもうちょっと誰がやっても全部市長なんですから、そういうことから考えれば、もうちょっと連携を深めて、住宅の条例の見直しというのを考えていくということも必要ないかなというふうな思がいたしますが、そこらを含めて、今後やっていただきたいなということを思います。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ないようですので以上で議案第19号に係る質疑を終了いたします。総務部の皆さんありがとうございました。

それではしばらくの間休憩をいたします。再開は1時10分ということにします。

—12:10 休憩—

—13:10 再開—

○横光委員長 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

お諮りをいたします。

議案第19号について、もう少し議論を深めていきたいというふうに思っておりますので、審査終了後に、自由討議をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 そのように、審査終了後に自由討議を行っていききたいと思います。

それでは、続いて、議案第 20 号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○横光委員長 東山情報政策監。

○東山情報政策監 議案第 20 号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例である三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正しようとするものであります。その内容は、上位法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な法令番号の修正、用語の定義追加、条文の修正を行うものでございます。本条例は、本市の個人番号の利用及び特定個人情報の提供について定めたものであり、第 4 条で上位法に定めのない特定個人情報の利用事務を規定し、第 5 条第 2 項で特定個人情報の利用ができる場合において、書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができるとしているものでございます。この度の条例改正により、本条例上の効率や事務取り扱いの変更点はございません。添付資料は、マイナンバー制度による情報連携のイメージを記載しております。以上で説明を終わります。

よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

小田委員。

○小田委員 今の説明だと何ら変わることはないという説明だったと思うんですけど、今一度ですね。ちょっと文章ですつとだらだら言われても、理解しにくいところあるんで特に条例のなんかでも長いじゃないですか。結局、マイナンバーカードもそうでない言い回しでやったりしとところで、もっと噛み砕いて一般的な市民の方がこれ例えば聞いても、こういうことなんだってわかるような説明の仕方がもしできるのであれば、ちょっとしていただきたいんですけど、いかがですか。

○横光委員長 東山情報政策監。

○東山情報政策監 抗力等は変わりないとお話させていただいたんですが、確かにこの条例ですねわかりにくいので概要をわかりやすくちょっと説明させていただきたいと思います。

個人番号を含む個人情報、特定個人情報というのですが、その利用について、定めてあるのが上位法の、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律の中で個人番号がどういったことに利用できるかということを定めてあります。

今回の法改正なんですけれども、お手元にすいません新旧対照表ございますでしょうか。新旧対照表のですね 2 ページ目の一番最下段なんですけれども、現行は、市の執行機関は法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務をということで上位法です、今表形式で取扱う事務が、管理されております。

今回、上位法でこの表が廃止されまして、省令政令で定めることによって取扱うことができるということで、ご存じのように、法令ですと、国会を経て決定されるものですんで、その手続きを省令政令に定めることで、速やかに改正が行われるように上位法が改正されたということに伴って、下位である本市条例もその別表がなくても法が改正され、省令政令で定められたらその事務が取扱えるようにということが、改正の趣旨でございます。

ですんで、現在行っている本市の窓口等の手続き等は一切関係ないんでございますけれども今後、省令政令ですと、個人番号法に係る扱える事務が追加された場合は速やかに本市でもこれが適用できるようになるというのが、内容でございます。

それと補足なんですけども、この上位法ではですね、今回この本市の条例には直接関係ない部分でも幾つか改正がございます。わかりやすいところでお話させていただきますと理容師美容師業、1級建築士等の資格に個人番号を利用できるということですね。それとマイナンバーカードで写真を添付していただくんですけど、赤ちゃん等の写真っていうの、これが、難しいだろうということとでここが改正されまして、令和6年12月からは、1歳未満の写真は不要ということに改正されます。あとですね、個人番号カード、今マイナンバーカードにふりがなというのはないんですけども、今後法制化されてマイナンバーカードに振り仮名が、ふりがなを持つようになります。はい。今回の改正内容、こういった内容でございます。

○横光委員長 最後の方の分のところ例を出して言うてくれちゃった方が非常によくわかりやすかったんですけど、前段、最初の方の部分が、要するに国がどうのこうの、意思でどうのこうの、その辺のところ、今現在は、これをやろうと思ったときは、国の方から許可を取らなきゃいけないのかどうかかわらんんですけど、その辺のところ、ちょっとよくわからなかったんで、ちょっと今一度、こういうときには今は、こうなんだけど、今後はこうなるんですというのが、市で今やれるとかね、さっきも言ったように、国にお伺いを立てないけんかった額に伺ってんでもいいんですよという、何かこう事例があつて話ができたりゃわかりやすいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○横光委員長 東山情報政策監。

○東山情報政策監 市役所で取扱える個人番号を使った事務の定めが現在この上位法に基づいているのですが、そこを変更するときに、国の方では内閣の決定で進むとかまあ、省令ですんで、各大臣の方で定めたりということで。国の手続きとして簡素化できるという、本市の場合は、その決定された事項に沿って事務を進めますんで、照会等をかけるというわけではなく国の意思決定の速度早めるという意味かなというふうに私の方でとらえております。

○小田委員 要は、国会の決議を経てどうのこうのしなくても良くなった。そのスピードアップが図られたんでそれに従ってということだね。

○横光委員長 東山情報政策監。

○東山情報政策監 お見込みの通りでございます。

○横光委員長 竹原委員。



○竹原委員 改正案の7の2条の7，両括弧7の個人番号利用事務実施者。これ誰ですこれ。具体的にはこれ誰のこと，この個人番号利用実施者というのは。

○横光委員長 東山情報政策監。

○東山情報政策監 法上で定めている個人番号利用実施者というのはですね，行政機関，地方公共団体，独立行政法人等という定義になっております。本市の場合はここの中の地方公共団体というところに当てはまります。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 市の職員のこと。

○横光委員長 東山情報政策監。

○東山情報政策監 三次市ということでございます。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 三次市は個人じゃない事業者，実施者というのは三次市ということ。それとも，例えば東山さんという個人名なの。三次市職員の中のこれが扱えるものと扱えないものというのが出てくるんじゃないの。何をするかで決まるんだろうけど，税金の納税の何かするときには，その個人情報を取って，それを照会するという話。個人番号，何のためにこれを取るの個人番号，私の個人番号を例えば見ようとすれば見れるわけでしょ。どの範囲で見れるということになって，これ実施者は。ようわからん。

○横光委員長 宮本情報政策課長。

○宮本情報政策課長 個人番号を利用できる事務ということについてのご説明になりますけれども，先ほど説明しましたように，大枠は番号法の中で，事務としては定められております。税，福祉，災害対策等がその主たるものになります。そこに従事できる職員，或いはさっき先ほど述べました，実施団体等は，その中で地方自治体等ということで定められておりまして，その中でさらに取扱う事務につきましては，各市が個人情報保護委員会の定めによる情報公開をすることとなっております。三次市も取り決めに従いまして，取扱う事務を定めております。さらにその事務の中で取扱う担当者というものを定めておりまして，実質システムの中で，個人番号を扱える職員というのは，その定められた職員，その定められた部署の中のその事務を行う職員のみということで，特定されているものでございます。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 そのセキュリティの研修というのは，しっかりしてあるの。

○横光委員長 宮本情報政策課長。

○宮本情報政策課長 まず個人情報を取扱うマイナンバー以前に個人情報を取扱うという意味で，職員に対して基礎的な知識というのは，事前に身につけております。さらにマイナンバーを扱う事務，とりわけその担当者につきましては，特定個人情報に関する機密の事務の取扱い方というものをさらにeラーニング等で毎年身につけるということで，職員に対しての全体的なセキュリティの向上，維持向上というものを図っているところでございます。

さらにセキュリティに関しましてはシステム上でも、しっかり制限をかけておりまして先ほど申し上げました、担当者以外は個人情報が見れない、触れないといったような、セキュリティもかけております。

その他にも取扱うネットワークは、特定のネットワークで一般のインターネット上から見れないと、セキュリティ上、システム上からも整備をしているところでございます。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 何を心配するとか言ったらそういうセキュリティをしっかりとするというんじゃないけど、この前のNTTみたいにね。何万件も流出するというようなことがあるんで、どこまで職員、この事務担当者に、ちゃんとしたセキュリティの認識があるかないかというのはね、これしっかりしていかなきゃいけない。これは意見でいいんですが、是非とも取り組んでいただきたいと。

○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 他にないようでございますので、以上で議案第20号に係る質疑を終了いたします。情報政策監の皆さん、ありがとうございました。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

次に、議案第21号三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 それでは、危機管理監が所管する議案につきましてご説明いたします。まず、第21号三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。議案第21号でございますが、現在、消防団員の条例定数と実数が、乖離している現状でございます。消防団員に係る退職報償金等の負担は、条例定数に対して生じておりますため、条例定数を実数規模に変更し、消防団に係る経費負担の改善を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に規定します消防団員の処遇の改善に必要な措置を講ずるため、関係条例であります三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものしようとするものであります。

改正の内容は、条例定数の変更としまして、現行の基本団員数の定数1,470人を、令和6年1月1日現在の実数規模1,240人に近い1,250人に改めるようとするものです。

次に、消防団員の処遇の改善といたしまして、休団制度の導入と、基本団員の職務手当及び消防団員の出動手当の見直しを行うものです。

休団制度の導入ですが、消防団員の確保につきまして、若年齢層及び中間年齢層の確保が難しい状況から、近年の社会環境の変化等に柔軟に対応するため、近親者や家族の介護、育児等行いやすい環境づくり等を進め、団員の身分を保持したまま消防団員として、活動を一定期間行わないこととすることができる制度を導入することで、若年齢層及び中間年齢層の確保維持を図ろうとするものです。

職務手当及び出動手当の見直しは、消防庁長官名発信の消防団員の処遇改善に係る通知に基づきまして、国の定める基準を満たしていない、現在満たしておりません職務手当及び出動手当につきまして、添付資料の通りそれぞれ引き上げるものです。

職務手当につきましては、団員階級を国の標準額 3 万 6,500 円に引き上げることから、分団長階級まではそれぞれ交付税単価に引き上げるものです。以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただきご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○横光委員 亮 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

徳岡委員。

○徳岡委員 1 点質問したいんですけれども、今回、この改正によって、班長という身分がなくなるということだと思うんですけれども、実際に今、班長さんがどのような役割をされて、職務を団でされているのか、そして班長というところがなくなることによって、困ることがないのかというところの部分をお聞かせください。

○横光委員長 伊藤危機管理課長。

○伊藤危機管理課長 今、現在の消防団の組織構成につきましては、最小の活動単位は、消防団の方で部としておりまして、班長につきましては、合併前の市町村の時代に班長という制度がありまして、今は分団がありまして部があるというような形で活動をしております。

その中でその班長がそれぞれ、配置はしてるんですけども、部によってその人数がバラバラであったり、役割もちょっと明確に示したものはなくて、基本的には部は部長が取りまとめるということになっておりますので、今回、報酬の引上げを見直すにあたって、組織構成も見直すということで班長を廃止するという形になります。

班長がなくなった影響ということにつきましては、消防団の幹部会の方でもですね、班長という存在ですね役割が必要な分団につきましては、そのまま運用という形で、組織でそれぞれ決めていただくということにしておりますので、その活動への影響はないものと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。他にございませんか。

中原副委員長。

○中原副委員長 9 条のアンダーラインが引いてあるところなんですけど、地震等の災害ということで、一文増えとって、まず水の災害とか、火の災害とかで招集がかかるんですけど、地震の災害のときにどういうふうな召集といいますか、どういうふうな対応を今後、消防団として取り組んでいけるのかなと、自発的に、水が降りそうだなと思ったら、警戒をしたりとかですねいろんなこともあるんですけど地震は起きてみると動けんし、ちょっとそんなことがあるんで、どういうふうなとらえ方で考えたらいいかちょっと教えてもらいたいんですけど。

○横光委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 地震災害におきまして、災害対策本部の中で、消防部という、消防団そこへ位置付けがあるんですけども、基本的に市内で震度 6 弱の地震が発生しましたら、自動的に災害対策本部が立ち上がりますので、消防団員さんも必然的にそういった形で、近隣の被害状況である

とか、当然消防団員さんも被災してる可能性はあるんですけども、出動可能な方で、できる活動もしていただくという形になります。

○横光委員長 中原副委員長。

○中原副委員長 これはやっぱり地震の対策本部できてからの活動ということでとらえていいですか。

○横光委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 その他にもですね、震度6弱以外でも、自分が住んでおられる地域でそういった地震があつて、被害が確認された場合は、当然消防団の出動は、団長の出動の命令があつて召集という形にはなるんですけども、そういった形で、そういう覚知した場合は、活動いただくという形で今の明文のようになっております。

○横光委員長 他にございませんか。

竹原議員。

○竹原委員 これで総額の経費の削減ということでしたが、どれぐらい経費の削減になるのか、それから、表の中の正誤表の中の上記以外に係る出動というのは、これは何を指してあるのかちょっと教えて。

○横光委員長 伊藤課長。

○伊藤課長 今回定数を削減という形にはなるんですけども、先ほど監の方からも説明がありましたように、消防の退職補償金の掛け金と、団員さんの保険があるんですけども、そういったところで、1人当たり2万1,200円という形になりますので、単純に230人減らすということになりますので480万円程度削減という形になります。すいません460万と、その他の出動ですね、訓練が、その他に該当するような形になります。

○横光委員長 よろしいですか。他にございませんか。ちょっと聞いてみるんですが。班長の職が運用でやるというのもあったんですけども、退職報償金は班長の職ありましたかね。あるということになると、やっぱり退職報償金の額が違いますよね、階級によって、そののところ今まであった人の班長の人が今度団員になったときに、今度退職するときに、何年以上班長しとったら、その班長の分の階級の退職報償金いただけるということがあるんですかね。

伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 在団中の最上級の階級のが1年以上。ですから令和6年4月1日以降班長は廃止にはなるんですけども、これまでに班長職をされていた方で1年以上されてた方は、そこが退職報償金の算出基準にはなります。

○横光委員長 わかりました。はい、他にございませんか。

他にないようでございますので、以上で議案第21号に係る質疑を終了いたします。次に、議案第22号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 議案第 22 号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。議案第 22 号は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員に関する法律別表第 4、2 港湾職俸給表 1 が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正が行われるため、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令につきまして、最近の社会経済情勢等にかんがみ補償基礎額の引上げが行われるものに合わせて、現条例第 5 条第 2 項第 2 号にあります金額 8,900 円について 9,100 円への引上げと、現条例別表の補償基礎額について、添付資料の通りそれぞれ引上げを行うものです。以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。ありませんか。

ないようでございますので、以上で議案第 22 号に係る質疑を終了いたします。危機管理監の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

それでは続いて、議案第 23 号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

矢野地域振興部長。

○矢野地域振興部長 地域振興部から議案第 23 号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本案は、信貞中央集会所、上井田集会所及び畑原集会所の 3 施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、信貞中央集会所、上井田集会所及び畑原集会所の 3 施設について、地元協議の結果、地元が施設の譲渡を受けていただくことになったため、普通財産に変更するものです。

3 施設の詳細位置図を添付していますのでご参照ください。

なお、今年度中の譲渡とするため、施行期日を公布の日からとしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

竹原委員。

○竹原委員 この 3 施設の維持管理費はそれぞれなんぼいって、今後の維持管理費は、何か補助金出しようたんですね。この地域へ、その補助金で運営するということで。

○横光委員長 田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 この3施設にかかわらずですけども集会施設に対しての維持管理費としましては、火災保険をかけていたといったところの部分のみで、あとはすべて地元の費用で管理されておりました。

○横光委員長 よろしいですか。他にございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 今年度中の譲渡ということですのですぐにこれ認められたらすぐに手続きをとということだったんですけどその理由は、教えていただけたらと思います。

○横光委員長 田村地域振興課長。

○田村地域振興課長。 手続き上の譲渡が速やかに進む方が地元としましても管理等もすぐに進められるということもありまして、すぐにでも譲渡していきたいと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。他にございませんか。私の方から1点ほど、この集会所譲渡にかかってですね、修繕等をされたところがあるのか、今後されるのか、そのところは条件等々があるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでございましょう。

田村課長。

○田村地域振興課長 この3施設とも、地元と協議いたしまして、それぞれ修繕の要望いただきまして、その要望に叶うように修繕をさしていただいております。

○横光委員長 それは現在進行中という事で、来年度予算へかかるということはあるんですか、ないんですか。

田村課長。

○田村地域振興課長 すでに修繕の方は2月末で完了しております。

○横光委員長 わかりました。他にございませんか。

ないようでございますので、以上で議案第23号に係る質疑を終了いたします。地域振興部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

それでは続いて、議案第40号三次市過疎地域持続的発展計画の変更について審査を行います。執行部の説明を求めます。

笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 総務常任委員会に付託されました、経営企画部が所管しております議案2件につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず議案第40号三次市過疎地域持続的発展計画の変更について説明させていただきます。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画に新たに、三次市農業交流連携拠点施設改修事業など6事業を追加することなどにつきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定によりまして、市議会の議決を求めようとするものです。

各事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。合わせて資料提出をさせていただいております事業実施の箇所図をご覧くださいと思います。

最初に、三次市農業交流連携拠点施設改修事業につきましては、設備の老朽化に伴う空調設備の改修などがございます。

続いて市道川西 101 号線につきましては、三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、昭和 49 年架橋の糸明賀橋の補修を行おうとするものです。

続いて、市道中三原東地線につきましては、同じく三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、昭和 50 年に架橋された宇遠木橋の補修を行おうとするものです。

次の道路照明の改修事業の市道分と県道分、それぞれございますが、これは市道と三次市が管理する県道の道路照明を LED 化し、安全など道路環境の確保と道路照明の長寿命化と、省電力効果によります脱炭素化を推進しようとするものです。

続いてですね、次の水道施設運営基盤強化推進等事業と、水道老朽管更新事業、水道施設耐震化事業の 3 事業につきましては、広島県水道広域連合企業団の運営開始に伴いまして、事業の実施主体を三次市から、同企業団へと変更しようとするものです。

最後に三次市みよし運動公園運動広場改修事業につきましては、平成 5 年に整備をいたしました同運動広場の人工芝改修を行い、安全で快適なスポーツを楽しめる環境を提供しようとするものです。

以上、よろしくご審査いただきますよう、お願いいたします。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

竹原委員。

○竹原委員 水道の地震対策で新聞載ったけど全国で地震に対する対応、三次市は何%ぐらいが、水道の耐震化というか交換率というかそれはどのぐらい。今後どうしよう。20 億円もらうんだったらその金でやるということですかね。県にしたときの 2 つ。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡経営企画部長 今回の過疎計画の更新について事業主体の変更のところ、今回、議案を出させていただいています。今、ご質問いただきました内容についてですね、ちょっと承知しておりませんので、また、建設部とも連携して資料の方、用意させていただければと思います。

○竹原委員 費用もこの水道事業団へ 20 億円いってしもうたよね。そこから使うということ。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡経営企画部長 水道については企業団の方でやるということでやっておりますので、おっしゃられたようになろうかと思います。

○横光委員長 他にございませんか。ないようでございますので、以上で議案第 40 号に係る質疑を終了いたします。最後に、議案第 41 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

笹岡経営企画部長。

○笹岡経営企画部長 議案第 41 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明をさせていただきます。

本案は、栗屋町の中垣内小森大平辺地内におきます市道栗屋 43 号線の改良工事を実施するため、中垣内小森大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することにつきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。

地域の生活道でありますこの市道は幅員が狭隘で、車両同士のすれ違いが困難な状況となっておりまして、本市道を整備することによって、地元住民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものです。位置図を資料としてお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。ございませんか。

斎木委員。

○齊木委員 整備計画は全線についてですかね。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡経営企画部長 市道 43 号線の未改良部分についての整備計画ということになり、この赤いところですね。

○齊木委員 詳しく聞いてもわからんですよね。幅員とかそういうものは、どうでしょう。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡経営企画部長 道路の拡幅については、幅員を 5 メートルにしようとする計画になっております。

○横光委員長 他にございませんか。ないようでございますので、以上で議案第 41 号に係る質疑を終了いたします。経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

先ほど言いましたように、議案第 19 号の関係の自由討議を行っていきたいというふうに思っておりますので、それぞれご発言いただきますようお願いをいたします。

竹原委員。

○竹原委員 居住権という権利が存在するのかなんかようわからなかったんじゃけど、もし居住権が主張されたら、裁判にもなったら、どうなるのかよくわからんけど、誰もわからんよねこれね。答えるもんおらんね。どうなんだろうかと。また聞いてみてください。

○横光委員長 住宅使用料でなしに占有しとったための、損害金じゃいうふうに説明ありましたね。そこら辺の条件が、現に住んでるだけ契約せんのかね、そんなばかな契約されてるんじゃないかというのが 1 つ疑問があったんですね。ようわからん。

小田委員。

○小田委員 法的な立場から言うたら、違法滞在者になるんじゃない。法的な立場で言うと、ただし、親子の関係だったとかいうような様々な問題があるけじゃけど、法的なもので言うとあれだっけ、居住権というのがどこまでいえるんかいなわしらは法律家でないんでわからんですよ。

○横光委員長 1 つにはそこへ住民票持っていってなかったというのはあるかもしれませんね。



徳岡委員。

○徳岡委員 今回個別の案件ということでやっぱりちょっとプライバシーの問題とかはわからないこともあるかと、議員の中でわかりえないこともあるかと思うんですけど、そもそも定住住宅の目的というところから考えると、1人でも三次市に定住していただくということを目的として、この定住住宅というものができていると、運用があると思うので、やはり今回、この定住あそこを使ってもらえないっていうことの中で、本当にファシリティマネジメントにもう廃止というふうな、文言がもう計画としてあるからもう廃止すればいいっていうような議論でよかった、やり方でよかったのかっていう部分が私は論点だと思うんですけど、もう廃止にするというところではなくて、まだ活用できるものであれば、広く、入居者を募って、定住促進につなげていくっていうことができなかつたのかっていうところかなと私は思うんですけど、今回の条例変更など宍戸議員もおっしゃってたと思うんですけども、そのあたり柔軟に条例変更などを行って、定住住宅として市が使っていくのか、それとも、もう一般の人たちに空き家バンクは民間だっていうふうに答弁されたのであれなんですけども、また定住住宅を売却だったかな、人に売却だったりとか、入ってもらいたい方に広く募るっていうことが行われることができないのかなっていうのはちょっと私は、この件に関しては思うんですけど。

これからの活用、これから定住住宅をどういうふうに活用してこういう状況があった場合に取り扱っていくかっていう部分を、ちゃんと議論しとかなきゃいけないんじゃないかなっていうふうに思います。

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 それに対してさっき皆さんで話した中で、心情的な部分とか、そういった部分は確かに僕も伺って、進め方がまずかつたんじゃないのっていう形で聞かせていただきましたけど、今回出てる議案っていうのは、ちょっとそことは分けて、考えるべきだろうなというふうに思います。

僕らが今説明受けてるのも、入居者だった方の、プライバシーとかそういったのを考慮して、全部把握できてるわけじゃなくて、そこで判断をするいうんじゃないかってもっとそこは切り分けて、この管理条例の一部を改正する条例案に賛成するか反対するかということと、そこまでの経緯と、あと今後の対応についてのことをお話しするのはまたちょっと別な部分かなというふうに、考えさせていただきそう思います。

○横光委員長 他にご意見ございませんか。

小田議員。

○小田委員 今まで時系列のね、何年なくなってというその後の流れを聞いたんですけど、1つねどうしても引っかかったところは、最初お伺いしたら、1週間に1回ぐらい新聞取りにきたりどうのこうのですよって、本人さんが言っちゃったということはもう、市の行政の方としたら、住居実態じゃなくて、見回りにきとってんだなというふうにとらえた、でも実は住んどっちゃったというその違いは大きかったかなとは思ってますよ。

先ほど藤井委員も言いましたけども、今回の条例は実際問題はいろんなことがあってどうだったかは別として、1月の24日でしたっけね。もうそこは出られている。今現在は、建物は住んでいない状況で私物もない状況になっとる。だからこそ、今回の議案で、そうなったんで取壊しますよという形で出たんで、これはこれとして考えにやいけんだろうなと。

ただ、今いろんな形で言われたような、今後の取り組み方としては、ちょっと一言、議会としては物申しとかないかなところかなというふうな気はしますけどね。

だから僕は今回ののは全然、冷たいと言われるかもわからんすけども法に則ったやり方としたら、間違ったことはしてないというふうに私は判断しますけどね。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 居住権の法的なあれが書いてあるけど、これちょっと間違うんだろうけど、借主が指定した退去日を経過し、これもなくなったんだから、その時が経過したんでしょう。借主が。しかし、それまで通り賃料を支払い、正常、これ正常じゃないだろうけど、正常な入居者として義務を果たしていれば居住権は存在しますって書いてあるよね。

退去日、亡くなった日から、正式な入居者でなかったのかもしれないけど、義務を、賃料を払い続ければ、居住権は存在し続けますって書いてあるけど強制的に退去させることはできませんという法的な理解というのがあるんでしょうけど、今回その居住権を主張しよってんないんだろうから、だからもう退去しちゃっただけで、このことは当てはまらんのかなと思うんですよね。居住権をそこが一番の問題だったわけで、居住権の主張いうのはないだろう。出たということはないという理解できるのかなと思います。

○横光委員長 中原副委員長。

○中原副委員長 いろんな経緯は行政も知ったところもあったんだろうなと思うんで、それまでの途中経過でもうちょっとアドバイスのなもんがあったら、親切的な考えがあったのかなと思った。住んでる人も一緒に住んどったら許されるというふうに思って、僕もお話もしたことが、あってここで当分すんじゃないみたいなことを前に、夏ごろ言われとったんで、そういうふうな関係で僕はもうおられると思ったんですけども今のそのルールというか、その段取りのところも、こうしたらいいよとか、それに沿ってないといけんというのが、言うだけの時間は、あったんじゃないかなと思って、ちょっと聞かしてもらったのと、今みたいにしが、別の人の土地のもあったりするんで、大変それをこれから続けるいうたらまた、地域の人からもいろんな意見があったんかもわからないですね。その辺ちょっとわからんのですけど。今もう住まずに別のところに住んどるという形なんで、この条例に対して、反対ということを追求しても、これはこれで進めるべきなのかなというのは思います。さっき言ったように委員長報告の中にしっかりと今後こういうことがあったら、もう少し市も寄り添ったような形をとってあげるべきじゃないかなというふうに思います。

○横光委員長 他にございませんか。

齊木委員。

○齊木委員 今まで、皆さんおっしゃる通りの話ではあります。実際、この今回の条例廃止案については、条例に基づいて出てきたもんではあるんですが、ここへ行くまでの段階いうものをもう少し

し市としても取り上げて、また対応もうちょっと緩く考えることもできたんじゃないか、そういうのは思うんですけど、あんまり几帳面にやられすぎて、結局、退去せざるをえない状況にいつてしまうというのが今回の話でありました。だから市に申したいのは、やはり事情いうものはやっぱりあるわけで、もう少し事情に対しての配慮はすべきではないかと。そういうふうに思います。感情論だ言われりゃそうですけど、そういう情に絡むケースは出てくると思います。そこを市が前向きに判断するか、もう条例だけいうことで、もうそこで切ってすてるか、そういうことになりますけど。地域の状況も合わせた中での市の判断よりもまず必要だと思います。

○横光委員長 他にございませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 こういう既成事実を作ってもう退去しとってですよ。退去しとってですからもう、この条例を廃止しますよと。退去に至るまでのところはどうかだったかなというのはあるんですよ。そこが一番問題なのに、もう退去したことの事実をもってから条例を廃止しますよいうところに焦点を絞って、やるというのはどうなのかなというのは思いますよね。それがルールだったと言われるルールの上に、これは、定住住宅という大きな施策の1つとしての条例なんですよ。

定住を図る上では何ら問題なん何らいう言い方があれなんですけども、そういうルールは除いてですよ、定住を促進する上での住宅の利用価値というのは十分あったと思うんですよ。

それを、決めごとでこうだったということで、出してもらえないけれど、出させるといいますか。それがね、何かやっぱり行政がもっとせにやいけんこと等があったのを許すということになると、子ども子育てとかいろんな関係に影響というか、ここで通すというのはどうなのかなとは思いますが。言うとする意味がようわからんかわからんすけど。やっぱり、あんまり、こういう案件について規則、規則とかルール、ルールでやるというのは、大きな目的が失われる可能性があるいうふうに思うんですよ。定住対策をどういうふうな形で進めていくかいう、そこに立ちどまってから、この案件をどうすればよかったのか、いいのだろうかというのを議論してないまま、本来のところが議論されてないと思うんでねえ。いかがなものかなと思うんですよ。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 だから、今回の分についての意見は、委員会として議会として付けていろんなことを言ってもええとは思いますが、定住対策の住宅、確かに定住対策の住宅に対して1人じゃ住めないっていうのが、説明がありましたよね。要は市営住宅もある。住んでいただくというためには市営住宅という方法もある。ただし、定住、それに対しては様々なサポートがあつての、定住対策の住宅だったんだろうというふうに思いますから、もしそれを言われるのであれば今からの定住のための住宅に関しての条例もすべて、そういうところを見越してのやり方というのをしなければいけない。この案件だけに言うんじゃないでして、定住対策住宅というのはこういう位置付けで整備してこういう形で利用してもらえばいいんじゃないか。2人以上住まなきやいけんというようなものはもう取れと。いうふうなところまで突っ込んでいかねばいけんのじゃないかなというふうに思いますんで、それは今後の扱いにならにやいかんのだろうというふうに思います。

今回の案件で、それを突っ込んで話をするというものでは僕はないと、今後の議論として定住対策住宅というのはどういうふうにあるべきかと。いうところを言わなければいけないんだろうというふうに思いますけれども、これは私の意見ですがそう思います。

○横光委員長 穴戸委員。

○穴戸委員 定住住宅にもいろいろあるよね。これは、市単独の定住住宅。国の補助金とかもらってやってる若者定住とかいろいろある。だからそこは違う市でどうにでも変更してできる条例でもあると思うんで、すべて定住住宅を画一的な言い方を私は思うわけじゃないんですけども。市単独の定住住宅というところで言ったら、そこら辺の融通は十分きかして、1人でも多くの人が、その地域で定住できるような形を作るというのがあっていいのかなというふうに思うんですがね。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 だから今後そこを議論すればいいんじゃないですか。市の方でいろいろ話ができるんだったらそれを今後しましょうと、様々な今言った、2人でないといけんとかいうような条件をとっぱらうだけにしましょうと。国の方に関しても今度は反対に言えないわけですから、そういうところを議論してく、この議案に対してこの案件に対してそこまで戻ってやって、じゃあこれを例えば否決したとしてこれどうするんですかっていうことになるじゃないですか。そこまで戻ってって話をしてやるんですかっていう。だからこれはこれとして今実際問題それはいろんなプロセスあったりしても、今現在はまだ住まわれてない。この物件としてなったので、これは今度崩さしてくださいっていう、土地の持ち主にこれは返しますよということで、それと今度はこれとは分けて議論していかなくちゃいけない問題だろうというふうに思いますけども。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 やっぱこの個人の、今回の問題とはやっぱりちょっとこの議案を見るとちょっと分けて考えなくちゃいけないと思うんですね。

実際にこの定住住宅が、必要なのかわかっていうのをここで議論しなくちゃいけないんだと思うんですけど、これ廃止をするのかわかっていうところだと思うので、だからそこにちょっと議論を戻さなくてはいけないんじゃないかなと思うんですけども、そもそも、市営住宅と定住住宅ってたてりが違うわけで、定住住宅に関しては三次市の人口増加や定住を図り、地域の活性化の増進を目的に整備した住宅だということ。三次市に住民基本台帳を移し居住していただくことを条件として入居するというのが定住住宅のそもそもの目的、たてりだと思うんですけど。

今回の議案の中で、この住宅に関して、私たちがこの議会として見に行くことが必要であればいいかんといかんと思うんですが、これ、残していくべきなのかこれ解体するっていうことにこの議案はなっているんだけど、これをまだ定住促進として活用していくのか否かっていうところに議論をちょっと戻す必要があるんじゃないかなと思って思うんですけど。

いかがでしょう。

○横光委員長 穴戸委員。

○穴戸委員 さっき執行部の説明でその説明はなかったんですかね。住んでおられなかったから解体しますよと。住める状況というのはまだある。

○横光委員長 老朽化っていうのは書いてありましたね。耐用年数が来て老朽化しとるという判断であつたというふうに思いますが、

○宍戸委員 築44年経つとということである。じゃけ、住んでくれ言うてもう長く住んでもらえるような状況でない。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 そういう意味でも、ちょっと現地で私たち見る必要があるのかなと思うんですけど、どうなんですか。それを解体するのがどうなのかっていう部分に関して、委員会で判断っていうことになったら、どうなんだ。

○横光委員長 今回の議案というのは、まず、ファシリティマネジメントでもう解体するんですよ。この建物が、入居者がなくなったというのが大前提にあるんだろうというふうに思うんですね。で、問題はその退去していただいた過程というのが問題かなと。実際住んでおられたのに、1週間にいっぺんしか、来ていないよということを行政が訪ねたときに言われたと。同居しておるということの不都合さというのが、本人の中に気持ちがあつたのかなということ。実際はでも、それは同居されていたということは確定したという、その行政の職員の中の手続きが、条例にのっとって正確になされていて、或いは話をやって、その中で、これはもういらっしゃらないから、もうそれ以上、今いらっしゃることは、許可なくその住宅に占用されているから、最終的には退去いただいたんですよと、その途中の過程において、亡くなられたときに、あと支払いいただいたのは住宅使用料ではないんですよと。許可なく占用していたための、その使用料ですよということがあろうと思うんですねですから、行政のやり方において、何か不都合な点があつたんなら、おかしいよねということがあろうと思うんで。

行政が不法に入ってらっしゃった占用された子どもさんですが、その方に寄り添うといったかというのが1つ。1点あるかなというのが1つあろうと思うんで。過程においては、やっぱりそこがあるよねと。いうのは1つ置いとかないけないと思うんで、もう1つは、定住住宅としてここにまだ必要なかどうかというのもあると思うんですが、実際問題行ってみさせていただきましたが、まだそんなに、古くてかなわんというようなことはございません。それは、今まで入っていらっしゃったということがありますんで、問題は、ファシリティマネジメントの中で、住宅を700なんぼに減していこうという計画の中で、この解体をする建物に入っていた住宅であるということがあると思うんですね。そこを今度私たちは、その状態で、どこに判断するかということなので、法的、或いは条例違反的に行政が動いてないなら認めにゃいけないのかなと。ただ、そのやり方においては、今後議会として今の条例のファシリティマネジメントが本当に市民のために寄り添った計画になるんでしょうか。或いはまた、条例が皆さんのために、もうちょっと考えてもいいよかよね、改正せにゃいけないことがあるんじゃないですか。2人のところ1人にしないといけんのじゃないですか。というようなところがあると思うんですが、そこらもやっぱり、今度は議会として調査していくことが必要なんじゃないかなというところがあるかなと。いうふうなことを考えましたよね。

それは、今の部分でなくして将来的に向けて、そういうことがあるよねということはあると思うんですね。

竹原委員。

○竹原委員 1つは翻って条例改正をする気があるかないか、もし、これを否決して、今1人でも入るように、条例改正をするということがあるのかというのが1つと、居住権をいうんじゃないけど、その人、居住者はどこで税金を納めようちゃった。どこの住所で課税者になっとるんか、納税者になっとるかわかんけど。

○横光委員長 本宅じゃないですか。

○竹原委員長 本宅でなってる。実態で納税する住所がそこだったら、それもまた居住権として認めるというふうになっとるわね。そういうところもちゃんと調べてるんだろうと思うけど。行政は、その辺りがほんまに居住権があったかなかったかということと、もし、そこへずっと住んでもらうために、条例改正でもするあれがあるんなら、それは条例改正をして、翻って、これを残したまま。それはできることはないんじゃないかなというふうに思うんだけど。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 やっぱこれ条例これようようともう廃止して、それで解体をするというところまでこれ条例をこれ変えていこうっていうところだと思うんですけど、でもこれ定住住宅でまだ住めるような状態であるのであれば、なぜこれ再募集をかけないのかっていう部分になってくるかと思うんですけどもこれ、例えばファシリティーマネジメントでもう廃止っていうふうに書いてあったとしても、まだ住めて定住促進、定住住宅というたてりややっていく中で、これ、ファシリティーマネジメントとはまた別になってくるんじゃないかと思うんですけど条例改正の内容っていうのは、

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 市営住宅って老朽化していったものはどんどんどんどん今、削減していこうという流れが実際あるじゃないですか。

空き家バンク等を使って、空き家を利活用して、移住者の人に入ってもらおうとか、そういった流れがある中で進んでいくもんだと思ってて、あそここの建物がですね、うちの常会の集会所と全く同じタイプの建物なんです。これ譲渡受ける直前に、屋根がトタンと落ちたり、結構修繕かかったんですよ。内張りもひわったりして、ちょうど多分この45年ぐらい経ってる建物ってそういう修繕もかなりかかると思うんです。そういった意味で見た目は住める状態になっても、あちこちクラックが入ったりしとるはずというふうに、見させてもらってるんですけど。

作木の中でも定住対策とかそういった言葉じゃなくてですね、他にも公営住宅はその都度募集がかかっているのかかかってますわね。作木でも、どこの地域でもそうですけど。

そういった形でその1戸についてどうのこうのじゃなくて、やっぱりトータルのバランスとか、そういったのを見た上で、判断するべきかなというふうに、思ったりもするし、あとその土地が、やはり別名義になってるっていうところも大きなネックになるのかなというふうに思いますんで、もちろん今まで、さっきも言いましたけど、そこへ入った人が、今現在、どうしてもそこでないといけんっていうとてんかどうかいのも僕らわからんわけですし、あとそこにいたかったんだっていう思いは確かにくまないといけんし、それはもう今後とか、これまでの経緯とかそういったものは、今回の議案とは別問題として、市に対して我々議会も、しっかりこれからも目を光

らせないといけないし、これが本当にそういう大きな問題なんだったら、もちろん追求しなきゃいけないしっていうふうに考えておりますんで、さっきも言うように、やっぱり切り離して、考えていて、あとはその建物の老朽化してる部分と、ファシリティマネジメントの流れっていうか、あとは需要と供給のバランスとかそういったものも考えて住宅を募集にその都度出してるんじゃないかなというふうに思ってるんで、ちょっとまとまりがあれですけどそういう切り離して考えるのが一番かなというふうに、思います。

○横光委員長 問題の1つは、土地が民地であるというんで、それをずっと今の状態をおいとけば使用料というかね、借地料払わないけんということもあろうというふうに思うんで、そもそも借地に定住住宅というのが適当かどうか、それは以前の作木村に立ち返ってというのはなんでございましょうが、そういうことがあろうというふうに思いますし、建物譲渡するというのは、それは絶対難しい、土地の持ち主の気持ちというのがございますから、それをすぐということは本来のことにならないというふうな思いもございます。

情のこともあろうし、いろんなこともあると思いますし、ただ、私たち判断せにゃいけないのは、条例通り行っているのかどうなのか、或いは法的には間違いないのかっていうことはあると思います。そこらも判断していただきたいなというふうな思いをいたします。

他に何かご意見ございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 さっき執行部はですね、底地のことは民地だと言われたん借地ということだったんですけども、所有者の人は返してもらいたいという意向をもっとってというようなことは説明なかったかですね。これを解体するだったら返してもらいたいというようなのはあった。いや、所有者の人が結構なんか言われとるんかなというふうなことはない。今これ判断せにゃいけないのかいな。

○横光委員長 それではですね、いろいろ思いがあろうと思うんですが一応ここで自由討議を通していただきたいというふうに思います。ここで一旦休憩をさせていただきたいと思います。

再開は2時40分再開といたします。

—14:30 休憩—

—14:40 再開—

○横光委員長 それではこれより議案の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決といたします。

議案第39号三次市総合計画の策定について討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 17 号三次市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例案の討論をお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第 17 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案の討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 19 号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論をお願いいたします。

討論はありませんか。

矢野委員 意見になるんですけども、先ほど自由討議の中でもちょっと言ったんですけども、本来はこれ、私的には先ほどの自由討議の中では、これはいったんとどめて反対という立場でと思ってたんですけども、本来の定住住宅というのは、ある一定期間そういう賃貸の形でやって、それから先は譲渡するというようなことで、譲渡することによって定住という形ができるんですよね。

ですから、ずっと、賃貸のままで定住という形は本来の定住ではないというところをちゃんと踏まえて、この議案は議決せにゃいけないのかなというふうに思ったもので、あれほどいって反対せんのかというと言われそうなんです。ここはちゃんとその定住と意味合いを理解した上で、議決に判断せにゃいけないというふうに思いましたんで、そのことを発言しておきたいと思ひまして、はい。

○横光委員長 1 つには、土地が借地というところは大きな点があるというふうに思ひます。

それでは、討論なしでよろしゅうございますか。



(「はい」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 これより第 19 を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 20 号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案の討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の討論をお願いいたします。

討論願います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論をお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 40 号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についての討論をお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第 40 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 41 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論をお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第 41 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき検討についてお伺いしたいと思います。

意見のある方は挙手をお願いいたします。

藤井委員。

○藤井委員 議案第 19 号ですけれど、先ほど、宍戸委員の言われたこと、そのまんまだと思います、定住に対してね、これから市としての考え方をしっかり皆さんで考えていかなきゃいけないっ

ていうふうなところで、綺麗にまとめてくださったので、その部分が一番委員長報告として、つけていただいて、次の議会でもまたこれが継続されるわけですが、お願いしたいと。

○横光委員長 他にございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 議案第 39 号なんですけども、先ほどの審査でもお伝えしたんですが、国のこども基本法や国の情報が変化していく中で、三次市の最上位条例である、まち・ゆめ基本条例にのっとって、子どもたちもまちづくりに参加できるように、子どもまでわかりやすい広報や、リーフレットの作成というところをお願いしたいということと、あと、見直しの際は、広く意見が聴取できるように SNS の活用や多様な委員の多様な属性の市民から委員を選定していただきたいということです。

○横光委員長 他にございませんか。

竹原委員。

○竹原委員 議案第 39 号で、午前中の連合審査でも言いましたように、やはり、その人口減対策をどう取り組んでいくのかというのが、しっかりと目標と施策の展開をですね、しっかりして欲しいというのが1つと、それから周辺地域の振興策ということも含めて、しっかりと取り組んで欲しいという、行政手続における特定の個人のところですが、特に一番心配するのは、セキュリティポリシーの問題ですよね。そこがやっぱり、課長んとこまでは、セキュリティの問題、けど、課全体へですね通達はしとるんじゃないかというんじゃないけど、わかったよ言う返事は来とらんわけよ、職員からは理解したよという、そこまでせんと本当にセキュリティというのは守れるんじゃないかなというふうに思うんで、そのあたりのセキュリティポリシーの徹底ということを、是非とも入れていただきたいなということです。

○横光委員長 他にございませんか。

小田委員。

○小田委員 総合計画 39 号の要するに、総合計画ですけどもこれから個別計画、具体的な計画を立てられるんだろうと思いますけども、先ほど竹原委員も言われたようにやっぱり少子高齢化という、人口減少いうとこで、何が一番問題、そこやっぱり財源の問題だろうと、逆にこの厳しい自治体運営の対応いうところで書いて最後の4行にしっかりと書いておりますけども、やはり今からの具体計画を作るときに、しっかりここをこれから先の1年じゃなくして、10年先をしっかりと見据えて、しっかりとした財政計画、運営をやっていただきたいということを、ぜひつけてもらいたいと思います。

経常収支比率が 100 を超えるというふうに書いてあるわけですから、それに向けての対応策をしっかり考えて欲しいというのをつけて欲しいと思います。

○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 他にないようでしたら委員長報告をまとめさせていただきたいと思います。

お諮りいたします。

委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長　ご異議なしと認めます。

それでは、正副委員長で調整の後、タブレットに掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

総務常任委員会を閉会といたします。

14時55分　終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月29日

総務常任委員会　委員長　横　光　春　市